

# 青森県報

第二千二百五十六号

平成十五年  
十一月二十五日  
(火曜日)

## 目 次

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定	(税 務 課)	一
右 同	( 同 )	一
結核予防法による医療機関の指定	(健康医療課)	二
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	( 同 )	二
飼料の試験の結果の概要	(畜 産 課)	二
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(文化・スポーツ振興課)	三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する	( 同 )	三
同法第十条第二項の規定による公告	(健康医療課)	三
歯科技工士試験の施行	(青森県土整備事務所)	四
建設業者の許可の取消し	(八戸県土整備事務所)	四
右 同	( 同 )	四
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任	(北 地 方 農 林 水 産 事 務 所)	四
右 同	(上 北 地 方 農 林 水 産 事 務 所)	五
道路の位置の指定	(弘前県土整備事務所)	六
右 同	(十和田県土整備事務所)	六
右 同	( 同 )	六

## 告 示

青森県告示第七百三十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第一項前段の規定により、次の者につき弘前県税務所長が軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十五年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称 有限会社設備技研才 サナイ	代表者の 名 小山内 隆	主たる事務所又は事業所 の所在地 弘前市大字土堂字長瀬二五二 の二	指 定 年 月 日 平成 一五・二・一
----------------------------	-----------------------	--	------------------------------

青森県告示第七百三十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第一項前段の規定により、次の者につきむつ県税務所長が軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十五年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称 田村商事株式会社	代表者の 名 田村 美保	主たる事務所又は事業所 の所在地 下北郡大畑町大字大畑字湊村 八八	指 定 年 月 日 平成 一五・二・一
--------------------	-----------------------	--	------------------------------

青森県告示第七百四十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
サカ工業局勝田 医療法人盛ハート・クリニック	青森市勝田二丁目九の二 青森市奥野一丁目一の九	平成一五・一・二四 "

青森県告示第七百四十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容						
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リ ン %	粗 纖 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶性 窒 素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他 の査 水分%				
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24 6	同 左	イトーチュー F A 16	15.10	15.0	6.3	4.25	0.49	3.2	12.8							2.890	11.3			
		日清丸紅印 子豚用配合飼料 ハーブロード	15.9	16.7	4.8	0.44	0.40	2.7	3.6										粗たん白質 0.3%不足	
		N H 牛肥育仕上用	15.9	12.9	5.0	0.61	0.40	4.7	4.2											
		ノーサン印 子豚育成用 配合飼料 スバートG	15.10	15.6	3.2	0.58	0.47	2.6	3.8											
		イトーチュー ヴァー	15.10	16.2	4.9	3.43	0.59	3.4	11.6							2.770	11.4			

指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退 年月日
おりぶ薬局	十和田市大字三本木字北平一〇の一七	平成一五・一〇・三

青森県告示第七百四十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十五年十月十日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十五年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十五年十月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グリーンシティ

三 代表者の氏名

富岡 敏夫

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字根城九丁目二二の一八

五 定款に記載された目的

この法人は、化石燃料に頼らず、省エネルギーと太陽の恵みである太陽光・風力・バイオマス等の活用により自然エネルギー100パーセントのコミュニティを指すとともに、捨てるもの無いゼロ・エミッションの自立した資源循環型社会を実現するため、資料収集、普及啓発活動、政策提言などを行うこと、また、コミュニティとのパートナーシップを育み、市民事業の振興を図ることにより、広く地域社会に貢献しようとするものです。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十五年十月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人資源循環型社会発信地域創造グループ

三 代表者の氏名

柏谷 弘陽

四 主たる事務所の所在地

青森市橋本二丁目一四の二

五 定款に記載された目的

この法人は、廃棄物の収集、運搬、再生資源化、処分等に関し、これらの減量及び十分な利用等の促進を行うとともに、地球環境への有害物質の、検査及び不法な投棄を防止するための監視活動を行うことにより、資源循環型社会の健全な育成を、地球環境の保全及び人類の幸福に寄与することを目的とする。

歯科技工士試験の施行

平成十六年歯科技工士試験を次のとおり施行するので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告する。

平成十五年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

学説試験 平成十六年三月三日（水）

実地試験 平成十六年三月四日（木）

2 場所

青森市大字三内字稲元二二二の一

青森歯科技工士専門学校

二 受験願書受付期間

平成十六年一月十九日(月)から同月二十三日(金)まで。ただし、郵送による場合は同月二十三日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目一の一

青森県健康福祉部健康医療課健康危機対策グループ

四 その他

受験願書用紙は、青森県健康福祉部健康医療課健康危機対策グループにおいて交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部健康医療課健康危機対策グループ(電話〇一七 七三四 九二八四)に問い合わせること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 原子建築

二 氏名 原子 孝之

三 主たる営業所の所在地 青森市西滝二丁目二の二一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一〇〇一三八号

五 取消年月日 平成十五年十一月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可  
平成十五年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社尾川冷熱

二 代表者の氏名 尾川 忠

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町蒼前東七丁目六の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第九八〇五号

五 取消年月日 平成十五年十一月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可  
取消しの原因となった事実  
平成十五年十一月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、小田川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年十一月二十五日

北地方農林水産事務所長 齊 藤 剛

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	原田 一實	北津軽郡金木町大字嘉瀬字端山崎一七 六の四	平成 一五・一〇・三就任

棟方 兼夫	長利 嘉市郎	監 事 其田 茂	泉谷 信治	阿部 喜代春	佐藤 佐太	小野 利正	小寺 弘美	大川 賢一	中谷 肇	佐々木 茂則	理事 原田 一實	阿部 喜代春	長利 嘉市郎	監 事 泉谷 信治	小松 誠	境谷 博顕	工藤 清治	青山 恭一	佐藤 佐太	沢田 茂	中谷 肇	棟方 兼夫
五 "	二の三	一	七の九	"	"	五所川原市大字一野坪字緑石一九の一	の五	の四	一	八の一	六の四	五所川原市大字長富字鎧石一〇の一	二の三	七の九	北津軽郡中里町大字大沢内字海原六〇	五所川原市大字一野坪字坪実八六の三	"	北津軽郡中里町大字尾別字湯島一二二の一	五所川原市大字川山字森内三一の一	の二	一	五 "
金木町大字喜良市字中富田三	北津軽郡中里町大字深郷田字富森一五	五所川原市大字下岩崎字葛ノ森三八の八	北津軽郡金木町大字喜良市字千苅一六	大字長富字鎧石一〇の一	大字川山字森内三一の一	五所川原市大字一野坪字緑石一九の一	大字薄市字花持三六六	中里町大字大沢内字海原二一	金木町大字川倉字林下七八の八	中里町大字高根字小金石八六	北津軽郡金木町大字嘉瀬字端山崎一七	五所川原市大字長富字鎧石一〇の一	中里町大字深郷田字富森一五	金木町大字喜良市字千苅一六	北津軽郡中里町大字大沢内字海原六〇	五所川原市大字一野坪字坪実八六の三	大字中里字龜山六三一	北津軽郡中里町大字尾別字湯島一二二の一	五所川原市大字川山字森内三一の一	大字嘉瀬字雲雀野九六	大字川倉字林下七八の八	大字喜良市字中富田三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一五・一〇・三退任	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

山端 健一	芋田 幸弘	理 事 田浦 吉喜	母良田 俊徳	妻神 忠政	宮本 正志	野村 武美	田高 忠美	山端 勝	中野 均	山端 敏行	仁和 文雄	斗沢 義光	芋田 幸弘	大久保 芳樹	佐藤 喜美男	佐々木 君信	立崎 賢治	役員別
四 "	"	"	"	"	"	上北郡上北町大字大浦字山添二	十和田市大字大沢田字早坂二九	二 "	"	一 "	"	"	"	"	"	"	十和田市大字立崎字堤尻五三	氏 名
大字大沢田字葉ノ木谷地五の	大字洞内字山崎一〇〇の一	大字洞内字山崎一〇〇の一	大字大沢田字早坂二七の一	大字立崎字立崎二	大字大沢田字早坂二九	大字大沢田字葉ノ木谷地六の	大字大沢田字葉ノ木谷地六の	大字洞内字家ノ向二	大字洞内字家ノ向二	大字八斗沢字家ノ下六三九の	大字大沢田字前田二八の一	大字八斗沢字八斗沢三四の二	大字洞内字山崎一〇〇の一	大字洞内字山崎一〇〇の一	大字大沢田字芋久保六七の二	大字洞内字前田六二の二	大字大沢田字立崎字堤尻五三	住 所
"	"	一五・四・一退任	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成	就任及び退任年月日

土地改良法の規定により、砂  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、砂  
 土路川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第  
 十七項の規定により公告する。

平成十五年十一月二十五日

上北地方農林水産事務所長 山口 眞 誉

仁 和 文 雄	野 村 政 幸	佐 々 木 君 信	立 崎 賢 治	大 久 保 芳 樹	山 端 敏 行	中 野 均	斗 沢 春 雄	佐 藤 喜 美 男	築 場 登 喜 男	妻 神 忠 政	大 下 内 均	監 事
字前田二八の一	上北郡上北町大字大浦字西淋代一九の一	十和田市大字洞内字前田六二の二	大字立崎字堤尻五三	大字大沢田字下モ山一五の四	大字八斗沢字家ノ下六三九の九	大字洞内字家ノ向二	大字八斗沢字林ノ道二の一	大字大沢田字芋久保六七の二	字大沢田一三一	大字立崎字立崎一	大字大沢田字蒼前三の二	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

弘前県土整備事務所告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、弘前県土整備事務所及び浪岡町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十一月二十五日

弘前県土整備事務所長 米内山 満

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字東種本三三三の四、三三三の五、三四の二及び三四の一四から三四の一九まで	二・四五メートル 一三・七九メートル	八・九九メートル 六・四四メートル から八・五五メートル	平成 一五・二・七
	五九・二九メートル	六・一五メートル	

十和田県土整備事務所告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十一月二十五日

十和田県土整備事務所長 清藤 栄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市東十一番町一〇の五四	四八・一八メートル	六・〇〇メートル	平成 一五・二・五

十和田県土整備事務所告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十一月二十五日

十和田県土整備事務所長 清藤 栄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市ひがしの二丁目一四七の二、二四八の一及び二四八の二	一三七・三三メートル	六・〇〇メートル	平成 一五・二・七

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭